

令和元年第3回市議会定例会において不採択となった請願

| | | | |
|--|--|-------|------------|
| 番号 | 請願第4号 | 受理年月日 | 令和元. 6. 12 |
| 件名 | 生活保護基準引き下げを中止し、「健康で文化的な最低限度の生活」ができる基準に引き上げることを求める意見書提出について | | |
| 結果 | 令和元. 9. 30 第3回定例会で不採択 | | |
| 付託委員会 | 市民健康福祉委員会 | | |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、憲法第25条で保障されている、国民誰もが健康で文化的な人間らしい生活ができるようにするため、生活保護基準の引き下げを中止し、「健康で文化的な最低限度の生活」ができる基準に引き上げることについて、関係行政庁に対し、意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、国の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、生活保護基準の見直しについては、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証し、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図った上で行うこととされている。国は平成30年度から令和2年度までの3年間で、同基準の見直しを段階的に実施し、減額の幅について見直し前の基準から5%以内にとどめるとしたところであるが、生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するもので、「最後のセーフティネット」としての役割が求められており、支援が必要な人に確実に保護を実施するという国の基本的な考え方は、今後においても変わるものではなく、同部会での専門的かつ客観的な検証結果を踏まえ、受給世帯への影響にも十分に配慮した見直しが行われたものと考えている。なお、同基準については、令和元年10月に実施が予定されている消費税率の引き上げの影響等を総合的に勘案し、所要の改定を行うこととされているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「請願の趣旨に同意できることから、本件については採択したい。」という意見や「本件については各面から検討した結果、不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p> | | | |